

# 福島県保育士修学資金貸付制度 (2021年度)

## 保育士修学資金貸付とは

保育の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している修学資金の貸付事業です。貸付条件を満たせば、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。

## 貸付内容

- ①学費等について、修学期間2年の場合 **月額5万以内**
- ②さらに必要に応じて、**入学準備金20万円以内**  
**就職準備金20万円以内**
- ③修学期間中及び保育施設等に就労中の貸付利息は、**全額無利子**

- ①貸付金は、**福島県内で定められた期間**  
**保育士として働けば全額免除**

※免除には一定の要件があります。

- ②貸付金は、貸し付け条件に反した場合  
一括返還となります。

### 【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課  
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 TEL:024-523-1256

ホームページ <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>  
※1「県民の皆様」の「1-2-D 保育士修学資金貸付の案内」



裏面をご覧ください⇒

# 保育士修学資金貸付事業詳細

## 1. 目的

この制度は、保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行うことにより、県内の保育人材の育成及び確保を図ることを目的としています。

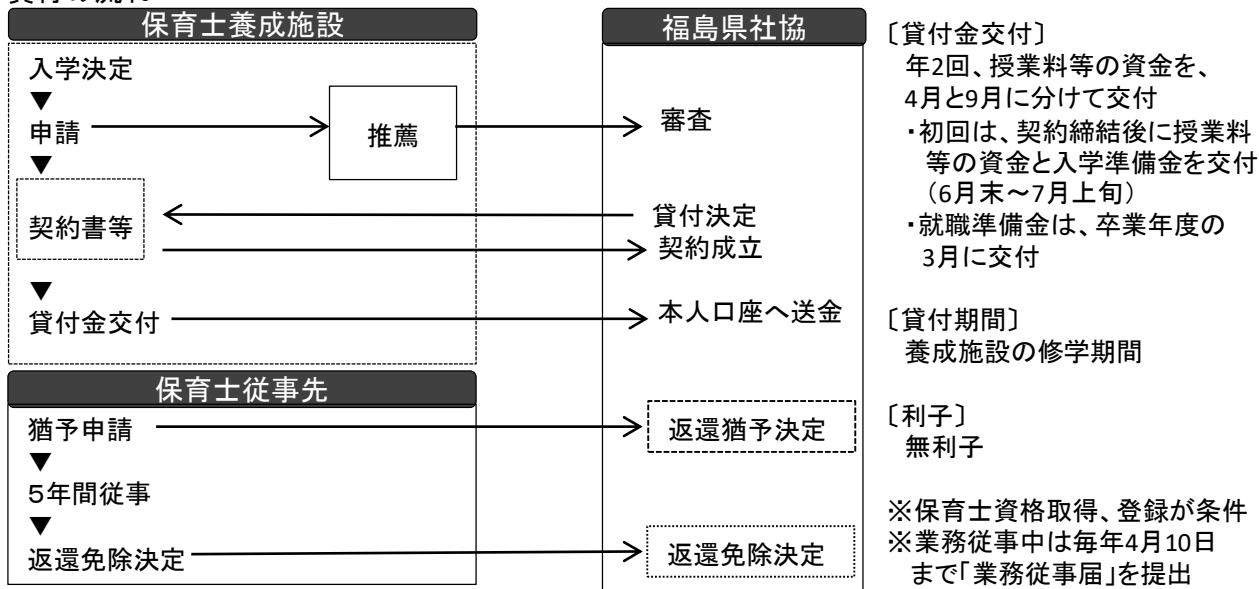
## 2. 貸付対象者(次の要件を満たす方)

- (1) 県内に住民登録をしている方、県内の養成施設に修学する方、県内出身者で県外の施設に修学する方が対象
- (2) 保育士養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、福島県内において保育業務に5年以上従事する意思のある方
- (3) 修学のため同種の資金を他から借り受けていない方(日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く)

## 3. 貸付額(上限額)

授業料等の資金(就学期間2年の場合)	月額 5万円以内
入学準備金(初回限り)	20万円以内
就職準備金(最終回限り)	20万円以内
生活費加算(生活保護世帯や非課税世帯等の場合に限る)	約4万円程度

## 4. 貸付の流れ



## 5. 返還の免除

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、福島県内において、保育業務に5年間以上従事したとき

※過疎地で業務従事又は中高年離職者の場合は、保育士業務に3年間以上従事したとき

## 6. 貸付金の返還

(1) 停学や退学、卒業後1年以内に保育士登録をせず、又は県内において定める保育業務に従事しなかった場合は、「一括返還」となります。

(2) 当該業務に従事した事実がある場合は、最長5年以内で月賦により返還いただきます。